

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

平成31年3月6日（水曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 農地の買受適格証明に対する意見について

○出席委員（17名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	7番 片岡 篤夫 君
8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君
11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君
14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君
17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君	

○欠席委員（2名）

6番 野田 卓志 君 19番 岩田 幸子 君

○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会事務局主任主査	山下 清司 君
農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
上之保事務所主事	福田 明宏 君		

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君） それでは、ただ今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いいたします。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。御着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君） 皆さんおはようございます。農業委員会の総会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。先般2月27日に、美濃加茂市で農政講演会が行われまして、御出席をいただきました方には本当にありがとうございました。お疲れさまでした。農政講演会には埼玉県秩父市の農業委員会の横田友さんという方が、講演をなされました。この横田友様は、市の農業委員会の職務代理者、また県の女性農業委員協議会の会長等を経られまして、現在全国農業委員会女性協議会会長に就任をされておられます。講演をされました中で、一つ力説をされたことは、女性は、食を通じて命をつなぐ働きをしているので、そういったことで、女性農業員は重要だということをして力説をされておられました。確かにおっしゃる通りだというふうにお受けいたしました。そして、どこでも同じような課題ですが、それぞれの地域によって農業委員また推進委員の活動は異なっているということですがこれはどこでも同じ状況であろうかというふうに思いました。そして、同じ日ですが私ちょっと洞戸の特産物のキウイの方の関係で参加をいたしましたんですが、JAめぐみの開催でGAP東京オリパラ農産物対策ということで、GAPということ御存じかと思いますがGAPの認証講習会にお邪魔をいたしました。なすを栽培してみえます篠田さんというお方です。ちょっと地域的に広見の方の方でした。そこで認証や手順等について講習を受けました。そこで県下の農産物は33件ありまして、そのうち農産物については24事業者認証を受けておられるということと畜産物については2業者水産物、これは鮎ですがこれについては2業者が認証を受けられておられるということです。この講習を受ける中で私としましては、本当に勉強不十分であったと思うのは野菜ものを作っておられる方については、収穫するはさみまで特になすでしたので、消毒をされておる。そういったことで本当に御負担の多い作業だなと改めて私自身勉強させていただきました。そのようなことで、ちょっと先月は私なりに勉強する機会を得られたかなと思っております。それでは本日は議案につきまして御審議を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 続きまして、産業経済部長の横山がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（横山伸治君） おはようございます。すっかり春めいてきて暖かくなったんですけど私も御多分に漏れず、花粉症で今もずっと今週特にひどくってマスクが欠かせないってんですけど、昨年、一昨年なんかは全然大丈夫だったんですけど何か、急に今週の日曜日あたりから土曜日あたりからですねひどくなくてずるずるなんですけど、今、市のほうではちょうど3月平成31年の第1回の定例会、議会の真っ最中でございます。先般一般質問、それから代表質問等が終わりまして、その中で農業関係の御質問をいただきました。例えば農業の担い手の課題についても御質問いただきました。これは、市長が自ら答弁したんですけど、御承知の本年度から始まりました三つの制度そんな紹介をさせていただいて、やっていきたいという旨の答弁をさせていただきました。あと、昨年の12月にどぶろく特区っていうのが認定を受けましたのでそれについてもこれは一般質問の方で答弁させていただいたんですけど、それが認められたということで、今後、例えば6次産業化にも一役を一助になるんじゃないかというふうに思っております。そんな答弁をさせていただきました。あと残すところ今日からですけど、各委員会が始まりました。これは3月補正とか条例の改正等が主なものになりますけど、私どもは明日、文教経済委員会で補正を御説明してお認めいただきたいということです。それから来週になると新年度の31年度の予算の特別委員会があり、こちらの方でも新年度の予算を説明させていただいて、お認めいただけるようにというふうに今進めておる所です。いよいよ新年度ももうあと1カ月もないところで始まりますけど、いろんな事業が、この予算の裏づけをもって進んで行くということになりますけど、今年度はいろいろ災害が多い年でございますけども、来年は災害がない年を願いつつ、また新しい取り組みもやっていきますんで、今一層に皆さんの御協力をお願いしたいと思っております。今日は貴重な時間、また大勢出席していただきましてありがとうございます。よろしくをお願いいたします。以上です。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） それでは、本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。6

番の野田委員、19番の岩田委員が欠席となっております。よろしくお願ひいたします。それでは議事進行につきましては、会長、よろしくお願ひいたします。

○議長(野村茂君)ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。5番遠藤委員さん、7番片岡委員さんのお2人にお願ひします。これより議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願ひします。

○事務局課長補佐(長屋正彦君)議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南東140mほどに位置する農振農用地区域外である畑2筆11.19㎡。田10㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るといふもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、申請地を売り渡すといふもの。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、稲口地内、稲口公民センターの南西500mほどに位置する農振農用地である田2筆1,994㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るといふもの。譲渡人は、高齢のため、農地の維持、管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すといふもの。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、倉知地内、関商工の北西230mほどに位置する農振農用地区域外である登記地目田、現況地目畑3筆1,041㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るといふもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すといふもの。

4番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、武芸川町宇多院地内、一色公民館の北東30mほどに位置する農振農用地である畑41㎡。農振農用地区域外である畑2筆123㎡。登記地目宅地、現況地目畑34.65㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るといふもの。譲渡人は、遠方に居住しており、農地の管理ができないため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すといふもの。本案件は、3条5番の案件と同時許可となります。

5番の案件 位置図は、5～7ページになります。申請地は、武芸川町谷口地内、森本公民館の南東350m程に位置する農振農用地である田1,092㎡。武芸川町宇多院地内、一色公民館の南東280mほどに位置する農振農用地である田800㎡。武芸川町谷口地内、武芸小学校の北西470m農振農用地である田264㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。借受人は、申請地を使用貸借により借り受けて、農業経営の拡大を図るといふもの。貸付人らは、遠方に居住しており、農地の管理ができないため、借受人の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。貸借の期間は、許可日より5年間となっています。本案件は、3条4番の案件と同時許可となります。

すべての案件について、2月15日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願ひいたします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願ひします。

(発言なし)

ないようですので、議案第1号について質疑のある方は挙手にて発言をお願ひします。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願ひします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。全員のご賛同をいただきました。議案第1号の5件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議

題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、3ページになります。

1番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、鋳物師屋7丁目地内、関中央病院の北西120mほどに位置する田746㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は、共同住宅です。申請者は、高齢に伴い足腰が弱くなり、農業を行うことが困難になったため、申請地に共同住宅を建築し、今後の生活基盤の安定を図りたいというもの。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、板取地内、田口集会所の北北東250mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地279㎡。農地の区分は、住宅、事業施設が連担する区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用目的は、オートキャンプ場資材置場です。申請者は、申請地を飲食店、オートキャンプ場を運営しているが、資材置場が必要となったため、申請地を資材置場として利用したいというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

2月15日に現地確認をしたところ、4、5年前に埋め立てし、現況雑種地であるため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、2件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第2号の2件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。

議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、東新町5丁目地内東新公民センターの北東240mほどに位置する田2筆1,305㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、食品製造業駐車場です。譲受人は、申請書の東側で食品製造業を行っている会社で、事業拡大に伴い、新たに従業員を雇用したいが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、周辺が住宅化し、農薬散布等に支障があるなど、農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業地内天神公民センターの南西130mほどに位置する田1,923㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、社宅です。譲受人は、社宅を建設したく、通勤に支障がなく、住居環境を備えた土地を探していたところ、その要件を満たしていたため、申

請地を買い受けて、社宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

2月15日に現地確認をしたところ、平成29年ごろに埋め立てし、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、肥田瀬地内長良川鉄道関富岡駅の南東220mほどに位置する田2筆468㎡の内、246.18㎡。農地の区分は、申請地から300m以内に駅があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパートに住んでいるが、家族が増え手狭になったため、申請地を祖父より使用貸借により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人である孫の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、肥田瀬地内長良川鉄道関富岡駅の南東140mほどに位置する田6筆1,798.16㎡。畑2筆386㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、申請地を買い受けて、住宅分譲として利用したいというもの。譲渡人らは、耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

2月15日に現地確認をしたところ、田、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、1000㎡を超えるため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要となります。

5番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、肥田瀬地内長良川鉄道関富岡駅の南東430mほどに位置する田9筆11,049㎡。農地の区分は、農振農用地です。転用の目的は、砂利採取（一時転用）です。借受人は、砂利採取業を行っている会社で、申請地を賃貸借権により借り受けて、砂利採取をしたいというもの。貸付人らは、借受人の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。砂利採取期間は、許可日から18ヵ月となっています。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、農振農用地であるが、転用は一時的なものであり、農地への復元が確約されているため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、砂利採取法と同時許可となります。

6番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、肥田瀬地内長良川鉄道関富岡駅の南東430mほどに位置する田2筆2,457㎡。農地の区分は、農振農用地です。転用の目的は、砂利採取（一時転用）です。借受人は、砂利採取業を行っている会社で、申請地を賃貸借権により借り受けて、砂利採取をしたいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。砂利採取期間は、許可日から12ヵ月となっています。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、農振農用地であるが、転用は一時的なものであり、農地への復元が確約されているため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、砂利採取法と同時許可となります。

7番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、西本郷通6丁目地内西本郷公民センターの東100mほどに位置する田2筆1,376㎡の内686㎡。登記地目田、現況地目畑2筆1,302㎡畑138㎡。登記地目田、現況地目宅地427㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、ドラッグストアです。借受人は、申請地を賃貸借により借り受けて、ドラッグストアを建設したいというもの。貸付人らは、借受人の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。貸借の期間は、許可日より30年間となっています。

2月15日に現地確認をしたところ、86-3については、平成8年ごろに埋め立てし、車庫、倉庫として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、西本郷通6丁目地内西本郷公民センターの東100mほどに位置する田1,033㎡の内689㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅倉庫です。借受人は、自身

が所有する倉庫が、別件で申請中のドラッグストアの建築に伴い、移転することとなり、申請地を賃貸借により借り受けて、倉庫を建築したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。貸借の期間は、許可日より30年間となっています。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、西本郷通6丁目地内西本郷公民センターの南東220mほどに位置する畑376㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、造園土木工事業 駐車場です。譲受人は、造園土木工事業を行っている会社で、事業に使用する車両の駐車場を借りていたが、立ち退き要請があったため、申請地を買い受けて、駐車場としたいというもの。譲渡人は、耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、西本郷通7丁目地内西本郷公民センターの南東400mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地2筆738㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、土木工事業資材置場です。譲受人は、土木工事業を行っている会社で、申請地は事務所隣接しており、資材置き場として最適であるため、申請地を買い受けて、資材置場としたいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、居住地が遠方であることから、農地として管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

2月15日に現地確認をしたところ、昭和50年ころに埋め立てし、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、倉知地内 前山公民センターの北東140mほどに位置する田6筆1, 599㎡。畑380㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、自動販売機の設置修理業、駐車場です。譲受人は、自動販売機の設置修理業を行っている会社で、申請地の東側で事務所、倉庫を建築中であるが、敷地内に駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというの。譲渡人らは、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

2月18日に現地確認をしたところ、田、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、都市計画法による開発許可が必要であり、事業計画変更の1番の案件と当時許可となります。

12番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、倉知地内関警察署倉知交番の北東460mほどに位置する田6筆2, 694㎡。畑116㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、金型製造業工場です。譲受人は、東京都江東区に本社がある金型製造業を行っている会社で、受注が増え、生産が間に合わなくなってきたため、申請地を買い受けて、工場を建築したいというもの。譲渡人らは、農業経営の後継ぎがないため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

2月18日に現地確認をしたところ、田、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、1000㎡を超えるため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

13番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、下有知地内下有知南部公民センターの西50mほどに位置する畑2筆746㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場です。譲受人は、刃物製作所を経営しており、業務拡大で駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて、貸駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、まとまったお金が必要となったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、下有知地内長良川鉄道関下有知駅の北490mほどに位置する田3筆1,553㎡。農地の区分は、申請地から500m以内に駅があるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、太陽光発電施設の適地を探していたところ、申請地は、気象条件、環境条件が良いため、申請地を買い受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、後継者もなく、耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、小瀬地内十三塚公民センターの北西300mほどに位置する田371㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 駐車場・庭です。譲受人は、申請地の隣地に自己住宅を所有しているが、駐車場が手狭なため、申請地を買い受けて、駐車場・庭として利用したいというもの。譲渡人は、まとまったお金が必要となり、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものの。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は、25ページになります。申請地は、下白金地内山田公民センターの西320mほどに位置する登記地目畑、現況地目一部雑種地255㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 庭、駐車場です。譲受人は、申請地の北側に居住しているが、庭、駐車場が手狭なため、申請地を買い受けて、庭、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、農地として維持、管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

2月18日に現地確認をしたところ、平成10年ころ一部を埋め立てし、現況雑種地であるため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、上之保地内横腰集会所の南西320mほどに位置する畑429㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、土木建設業工事用車両置き場です。譲受人は、土木建設業を行っている会社で、申請地東側隣接地に工事用車両を置場があるが、他の場所に置いてある工事用車両を一か所に集め管理したいので、申請地を買い受けて、工事用車両置き場として利用したいというもの。譲渡人は、高齢になり、農業を継続することが困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

2月15日に現地確認をしたところ、昨年の夏の豪雨による川の氾濫で、緊急に大量の土嚢を作る必要があったため、譲渡人の了解を得て、申請地を掘ったことにより、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、河川法許可と同時許可になります。

18番の案件 位置図は、27ページになります。申請地は、武芸川町跡部地内道の駅むげ川の北西400mほどに位置する畑122㎡、登記地目畑、現況地目一部宅地2筆462㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパートに住んでいるが、家族が増え手狭になったため、申請地を使用貸借により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。

2月15日に現地確認をしたところ、平成26年ころに一部を埋立てし、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの12件、使用貸借権設定に関するもの2件、賃貸借権の設定に関

するもの4件、計18件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。

（発言なし）

ないようですので、質疑を行います。議案第3号について質疑のある委員さんは、挙手にて発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）ないようですので、採決します。議案第3号について原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございました。全員挙手いただきました。議案第3号の18件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することといたします。続きまして議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、17ページになります。

1番の案件 位置図は、28ページになります。申請地は、倉知地内前山公民センターの北東140mほどに位置する田9筆4, 381㎡、畑380㎡。変更内容は、事業面積の変更です。事業計画者は、平成30年11月15日に、5条許可を受けて、自動販売機の設置、修理業事務所及び倉庫の建築する計画であったが、当初計画時に取得できなかった土地所有者から、土地の売買の承諾を得ることが出来たため、申請地を買い受けて、事業規模を拡大し、事務所、倉庫、駐車場を建設したいというもの。

2月18日に現地確認をしたところ、田、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、住宅、事業施設等が連担する区域に近接する10ha未満の農地区域のため、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、5条11番と同時許可となります。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。

（発言無し）

ないようですので、これより質疑を行います。議案第4号について質疑のある方は挙手にて発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですのでこれより採決します。議案第4号について原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第4号の1件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することといたします。次に議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は、18ページからになります。

使用貸借権設定に関するものについて、新規が、18件。地目は、田が17筆で13, 741㎡。畑が1筆で721㎡。更新が、1件、地目は田が1筆で1, 939㎡です。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が、18件。地目は、田が1筆で、2, 347㎡。畑が19筆で、23, 751㎡です。地区は、洞戸飛瀬、千疋、植野、山田、小野、市平賀、小屋名、上白金、武芸川町跡部、八幡、谷口、平の12地区でございます。権利の設定を受ける者は、阿曾徹外でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第5号について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、これより採決します。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、議案第6号農地の買受適格者証明に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第6号 農地の買受適格者証明に対する意見について。

民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は21ページになります。

平成29年に新たに農業委員となられた委員さんには、初めての案件となりますので、農地の買受適格者証明について、説明します。

農地の買受適格証明とは、民事執行法の規定により不動産の売却を実施する競売、又は国税滞納処分による公売により、農地法第3条第1項又は、第5条第1項による許可を要する農地等が売却される場合、当該農地等を取得できない者が、最高価格買受人になることを未然に防ぐため、買い受けの申し出ができる者を、買受適格者証明書を有している者に限定するという取り扱いがされております。

買受適格証明書は、許可権限を有している行政庁が交付するものとし、3条の場合は、農業委員会が、5条は県が証明書を交付するものであります。

競売又は、公売により買受人となった場合は、改めて、農地法3条又は、5条の許可申請が必要となります。

1番の案件 位置図は、29ページになります。申請地は、山田地内、虹ヶ丘幼稚園の北西190mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地2筆155㎡。申請の目的は、建設業従業員駐車場です。申請人は、競売物件である土地と建物を買受け、建物は従業員の寮として利用し、申請地である農地を、従業員用の駐車場として一体利用したいので、平成31年4月2日から4月9日までの間で行われる競売に参加したいため、農地法5条第1項目的での適格者証明書の交付を求めるものである。

2月15日に現地確認をしたところ、現況宅地であることを確認しています。申請地は、農地法第5条第2項で規定する許可基準である立地基準については、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地に該当し、一般基準である事業の確実性、周辺農地の営農条件に影響を与えない等の基準を満たすものと判断します。よって、申請者は、買受適格者に該当する者と判断します。

以上1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第6号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

以上をもちまして本日の議案の審議は全て終了いたしました。ご審議賜りまして誠にありがとうございました。その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）次回農業委員会総会につきましては、平成31年4月8日月曜日午前10時から、場所は市役所6階の6-6、6-7の会議室で行う予定をしております。これからの予定でございますが、4月分の転用申請の受け付け締め切りは3月18日の月曜日、申請地の現

地確認につきましては、3月20日の水曜日、3月20日の金曜日を予定しております。本日の案件の農業会議の答申日は、3月27日水曜日となっております。それでは、閉会の挨拶を職務代理の安田委員お願いいたします。

○職務代理（安田孝義君）御苦労さまでございました。冒頭ですね、部長がちょっと挨拶の中で申されたように、花粉の飛散って言うんですかね時期になりました。それと同時に畑、田んぼの農作業の本番に入ります。昨年、農業の機械事故で悲惨な事故が起きておりますので、お互いにくれぐれも気をつけて二度と起きないように気をつけていただきたいと思います。それから、買受証明の説明がありました。実は私も詳しいことは分からないって言うんですかね。例えば、入る場合ですね、田んぼだと旧関だと5反とか、3反とか2反ですね、その基準があるわけですが、先ほどの件についてはそれは該当しませんけど、次の農業委員会の時でいいですから、書類っていうんですかね、差し支えなかったら説明を説明文をお願いしたいなど。どんなものでしょうか。今の説明を聞いただけでは、分からない部分があると思いますので、折角こういうのが新しく出てきましたので、ぜひ皆さんに渡るようにちょっと御足労願ったらと思っております。これをもちまして総会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時3分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市洞戸市場551番地

⑩

5番 関市春日町3丁目15番地

⑩

7番 関市塔ノ洞2613番地

⑩
